市第43号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)の 一部を次のように改正する。

別表第1中

横浜市生麦地域ケアプラザを

横浜市生麦地域ケアプラザ

横浜市馬場地域ケアプラザ

に改める。

別表第3中

「横浜市生麦地域ケアプラザ」を

「横浜市生麦地域ケアプラザ

横浜市馬場地域ケアプラザ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市馬場地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

横浜市馬場地域ケアプラザを設置するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市地域ケアプラザ条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

別表第1 (第1条第2項)

名	称	位	置
(省	略)		
横浜市生麦地域ケアプラザ		横浜市鶴見区	
横浜市馬場地域ケアプラザ		(大)	
(省	略)		
	(省	略)	

別表第3 (第2条第3項及び第4項)

(省略)

横浜市生麦地域ケアプラザ横浜市馬場地域ケアプラザ

(省略)